

「使用済小型電気電子機器リサイクルに関する
アンケート調査結果（速報）」

まとめ：ごみかん理事 小野寺 勲

環境省の「小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会」（委員長：細田衛士慶應義塾大学教授）が、市区町村における使用済小型電気電子機器回収の現状と新リサイクル制度導入後の回収参加意向を把握するために実施。回答数 1,704 件、回答率 99%。

＜市区町村における回収実施状況と実施意向＞

小型機器の回収を実施済みか、または新リサイクル制度が導入されたら実施を考えるとという市区町村は 836(49.1%)、また、中大型機器のそれは 897 (52.6%)。

() 内は構成比 (%)

	実施済み	実施予定（平成25年度までに開始）	新制度導入で実施予定	新制度導入で、どちらかというと実施方針	新制度導入で、どちらかというと実施方針なし	新制度導入後も実施予定なし	合計
小型機器							
中大型機器							
実施済み	210 (12.3)	8 (0.5)	5 (0.3)	16 (0.9)	20 (1.2)	9 (0.5)	268 (15.7)
新制度導入で実施予定	3 (0.2)	13 (0.8)	17 (1.0)	3 (0.2)	2 (0.1)	0 (0.0)	38 (2.3)
新制度導入で実施を検討	40 (2.3)	15 (0.9)	23 (1.3)	366 (21.5)	143 (8.4)	4 (0.2)	591 (34.6)
新制度導入後も実施予定なし	35 (2.1)	9 (0.5)	5 (0.3)	68 (4.0)	201 (11.8)	489 (28.7)	807 (47.4)
合計	288 (16.9)	45 (2.7)	50 (2.9)	453 (26.6)	366 (21.5)	502 (29.4)	1,704 (100.0)

※新リサイクル制度のポイント

①対象品目

使用済小型電気電子機器全般（家電リサイクル法の対象の家電4品目を除くすべての使用済家電製品）

- ・小型機器：対象品目のうち、1人で持ち運べる大きさで、有用金属含有量が多く含まれて資源性の高い品目（携帯電話、デジカメ、ゲーム機など）。
- ・中大型機器：対象品目のうち、小型機器を除くすべての品目（マシン、掃除機、マッサージチェアなど）。

②関係者の役割分担

- ・国民：適切に排出。
- ・市町村：参加可能な市町村から回収を実施。対象品目は各市町村にて選択。
- ・認定事業者（国が認定したリサイクル事業者）：市町村から引き取り、適なりサイクルを実施。

③引き渡し 市町村と認定事業者との間の引き渡し条件（場所、品目、費用等）は、個々の契約で決定。

④導入予定時期 2013年4月一部施行、2014年4月全部施行。